

ます。

次に、水道41ページをお開きをお願いします。

収益費用明細書でございますが、先ほど水道4ページから損益計算書においてご説明申し上げました内容を、水道41ページから水道46ページにかけて詳細に記載してございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、水道47ページをお開きをお願いします。

資本的収支明細書についてご説明申し上げます。税抜きでございます。

初めに収入でございますが、第1款、資本的収入は2億5,589万2,342円で、対前年度比2億492万7,109円、44.4%の減となっております。内訳につきましては、企業債で1億7,280万円、50.7%の減、他会計負担金は、消火栓設置工事に伴う一般会計負担金で191万3,352円、国庫補助金は長井ダムへの補助金、石綿セメント管更新事業補助金で1,292万円でございます。公共下水道事業に伴うその他の補償金で、1,405万7,461円、53.4%の減。出資金は、地方公営企業法の繰り出し基準に基づき繰り入れしていただいたもので、前年度より736万3,000円、32.7%の減。固定資産売却代金はケアハウス慈光園への土地売却代30万円は、皆増でございます。

次ページをお願いします。

次に、支出でございます。第1款、資本的支出は、5億1,429万3,785円で、対前年度比1億6,088万808円で、23.8%の減となっております。内訳につきましては、事務費は建設にかかわる職員2名分です。第4次拡張事業費については1億2,531万7,677円、33.8%の減。水源開発費は長井ダム使用権にかかる負担金及び企業債利息で2,093万5,216円、31.8%の減。次ページ行きまして、排水施設整備費は単独事業で4,233万3,917円、50.2%の減。資産購入費は量水器の購入や伊佐沢加圧ポンプ所自家発電機の入替えなどでございます。

なお、ただいまご説明申し上げました建設改良や資産購入費などの明細書については備考欄にも記載しておりますが、水道18ページから水道25ページまで記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、決算の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

小関勝助委員長 以上で概要の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

平成15年度長井市決算に関する総括質疑

小関勝助委員長 ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

最初に、順位1番、議席番号9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 私の質問したい項目は1点でございますが、特に税務課長を中心にお聞きをしてみたいというふうに考えております。

なお、委員長の許可をいただきまして資料を準備いたしました。A3判裏表刷りになっておりますが、一番最初の不納欠損状況と不納欠損額内訳、収入未済額内訳、それから次のページ、不納欠損額の推移1人当たり、それから13市の状況は、税務課からいただいた資料でございます。それからその次に、収入未済額内訳の総括表をまとめたものが、これは財政課につくっていただいた資料でございます。次の3ページ目の市税1人当たり実績、その下の表についても、これは税務課の資料でございます。最後のページ、長井市立病院

医療費未収金状況、これは健康課の資料でございます。ご参照いただきたいと思ひます。

まず最初にですが、このたび決算の意見書でも触れられておりますように、この未収金、欠損額について指摘がございました。しかも、12年、13年と続けて指摘をいただいているわけですが、これらに対して14年で指摘を受けているわけですから、15年でどのような対応をとってこられたかということなどについてお聞きしたいと思ひます。

まず13年のこの指摘事項ですけれども、44ページの中段下ですが、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は4億8,619万8,000円で、前年度に比べて6,089万5,000円、14.3%増加し、不納欠損額は1,322万7,000円となっています。また、税外収入でも児童福祉費負担金及び児童センター使用料の収入未済額の増加が目立っており、本年度未済額合わせて1,096万8,000円となっています。未収金対策は、長年にわたる大きな課題の1つであるが、個人市民税が7,000万円を超えて大きく落ち込んでいることに見られるように、企業業績の回復がうたわれる中、市民生活は、むしろ困窮してきていることが伺え、一層重い負荷となる可能性がある。しかし、未収金の増加は、歳入の確保を損なうばかりではなく、市民の負担の公平性にもかかわる問題であることに十分留意して、福祉的見地からの配慮を行いながらも、実行ある未収金対策を進められるよう望むものであると、これが13年度の指摘ですね。

ちなみに12年度について申し上げますが、これは14年度のものですが、収入未済額は2億1,629万6,000円で、前年度に比べ3,612万3,000円、20%増加し、不納欠損額は前年度に額比べ110.8%増の526万6,000円となっています。また国民健康保険税の収入未済額は、1億7,830万2,000円で、前年度に比べ2,512万

7,000円、16.4%増加し、不納欠損額は前年度に比べ257.5%、846万8,000円となっている。税外収入の未済額は保育所入所にかかる負担金や、児童センターにかかる使用料などの民生費関係で972万8,000円、住宅使用料で847万2,000円などである。その結果、一般会計、特別会計を合わせた収入未済額は、前年度と比べて6,625万4,000円増の4億2,530万3,000円となっていると。市が有する債権は市民全体の財産であるという意識を忘れてはならない。また最近景気の低迷や人口動向を見ても、今後多くの増収は期待できない。そのような中で健全財政の維持を図るためには、福祉的見地からの配慮を加味しながらも、負担の公平性にかんがみ、的確な未収金対策が行われるよう要望するものであるというような、言ってみれば同じような内容の指摘を受けているわけです。これらの指摘を受けられまして、担当課として、税務課長としてはどのような見解をお持ちでいらっしゃるのか、まず伺いたいと思ひます。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 蒲生委員のご質問にお答えいたします。

委員おっしゃるように、未収金対策、それから不納欠損については12、13、それから去年も、昨年度も、昨年度は特に税債権については市民全体の財産であるという意識を忘れてはならない。そして負担の公平をかんがみ、的確な未納金対策を行うようにというご指摘を受けたところでございます。ご指摘については、納税者の雇用として受けとめ、税務課担当職員は、常に税債権の確保については、公平な負担を念頭に置き、故意に納税を逃れるようなことをさせないように取り組みをしてきております。

しかし、雇用環境の変化により、担税力が低下している納税者も少なくなく、収入未済額

の回収が厳しい状況もございまして、これまで負担の公平から、何年かかっても、とにかく皆さんに収めていただくということで納税をお願いしました。そういうことで、できる限りの方法を用いながら、時効を中断させて納税を促してきたというところでございますが、納税の見込みのない未済額を何年間も滞納繰越分として残すのではなくて、やはり担税力がなく、納税の見込みのないものについては、法律に基づいて不納欠損処分をさせていただき、そして担税力のあると思われる滞納者については、差し押さえ等の滞納処分を行いながら、税債権の確保に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 昨年の指摘事項の、これは現況と要望ということなんですが、2番目に、未収金対策というふうに具体的に記述されております。未収金については、1、未納者との折衝や、各種未収金の各課横断的な再建台帳の整備。2、できる限り不納欠損に至らないよう、催告等を適時適正に行う。3、事務処理要綱、年間計画等、未収金の取り扱いにかかる統一した基準を確率する。以上の点などについて、さらに留意検討するとともに、未収金全体についての的確に把握して、改善策を講じるため、窓口を一本化し、事務処理利体制を整備するなど、積極的な対応が求められるところであると、こういうふうに具体的な指摘があるんですが、これらに対する検討はしてきたか、してこないか。簡単にお答えください。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 ただいまの件につきましては従来やってきております、それぞれ関係課との情報交換をやりながら、そしてできるだけ訪問徴収に力を入れながらやっていきたい

とうことで検討はしてきております。

それから、台帳の整備でございますが、これにつきましては、それぞれ私どもの方では担当を決めて管理をしているわけでございますが、全体的なものというのは、ちょっと今のところ検討していなかったということございます。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 こういう対策が目に見える形で進んでいけば、ことしまた同じような指摘を受けなくて済んだのではないかというふうに私は思ったりするわけです。後でまたさまざまお聞きしてまいります、やっぱりこの問題の共有化、それから情報の共有化、これが進んでいないんじゃないかと私は思うんです。そういう点で、監査の報告、どういう意図でこれがつくられたのかと詳しくお聞きしておりませんが、そういう点が背景にあるのではないかというふうに思っているわけです。ですので、これは最後に今後の対応策ということで市長にお伺いしてまいります、もう少し目に見える形で進めていかなければいけないのではないかというふうに思っていますので、いずれお聞きをしたいと思えます。

それから資料にあります、15年度分の未済額、いずれこの欠損額の増加につながるんじゃないかと。いわゆる未済額を見ますと。他市との比較もあると思えますので、資料には金額的な比較があるんですが、例えば南陽、村山、寒河江などと現年度分滞納繰越分の調定額に対する不納欠損額の割合というのは計算すれば出ると思うんですが、計算していただいていると思えますので、どうなっていますか。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 南陽、村山、寒河江の調定額に対する不納欠損の割合でございますが、

+

南陽市でございますが、現年度の不納欠損額はゼロでございます。それから、同じく南陽市の滞納繰越分の調定額が、1億8,832万412円、それに対して不納欠損額が518万98円ということで、滞納繰越分の調定に対する不納欠損額が2.86%になっております。現年度分と滞納繰越分、これを合算いたしますと、調定額が34億8,911万1,162円というような調定額になりまして、欠損額が518万98円ということで、調定額総額に対する不納欠損額は、0.15%ということになります。

それから、村山市でございますが、村山市におきましても、現年度分の不納欠損額はゼロでございます。そして滞納繰越分の、まず調定額でございますが、7,359万6,939円。それに対する不納欠損額が206万2,965円、割合でございますが、2.8%ということになっております。現年度分と滞納繰越分の合計の調定額でございますが、25億1,383万1,989円に対し、不納欠損額が206万2,965円ということで、調定総額に対する不納欠損額は0.08%になっております。

それから寒河江市でございますが、現年度分の欠損額はゼロでございます。そして滞納繰越分の調定額が1億7,386万363円、それに対しまして、不納欠損額が、1,419万3,217円でございます。滞納繰越分の調定に対する不納欠損額が8.16%、そして現年度分と滞納繰越分を合算した調定額が50億8,125万8,381円、それに対する不納欠損額が、1,419万3,217円でございます。ただいま申し上げましたその割合については、0.28%ということになっております。

そして長井市においては、現年度分、調定でございますが、31億7,201万895円の中の不納欠損額が8万1,846円、割合については、パーセンテージでいきますと小数点第2位まで求めましたので、ゼロというような形になっ

てまいります。それから、滞納繰越分の調定でございますが、2億1,622万9,214円、不納欠損額が358万3,662円ということで割合にしますと1.66%でございます。調定額の総額でございますが、現年度分、それから滞納繰越分合わせた額が、33億8,824万109円。不納欠損額が366万5,508円ということで、割合は0.11%となっております。

以上です。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 これは3ページ目かな、13市の状況というのがありますから、市民1人当たりの。これを見ますと、長井市の欠損額というのは、低い方から、市民1人当たり2番目ですね。村山に次いで。収入未済額については、高い方から4番目ですよ。収納率は92.15%ですので、下から3番目と。こういう数字の推移を見ますと、確かに1人当たりの不納欠損額については下から2番目でありましてけれども、全体の収納率が92.15にとどまっているということは、滞納繰越分がやっぱり大きく数字の足を引っ張っていると思うんです。現年度分というのかなり収納率はいいわけですから、だからこれを見ますと不納欠損額として処理、いずれしなきゃいけない潜在的な金額がかなりあるんじゃないかと私は思うわけですよ。こういったことが、ただ単年度の数字だけで言えない部分ではないかなというふうに思っておるわけですが、これはどうやっていずれ処理していくかということにもつながっていくんでしょうけれども、非常に注意をして、注視をしなければいけない1つのデータだなというふうに思っています。収納率がやっぱり、幾ら現年度分で100%に近づける努力をしても、滞納繰越分が改善されない限り、やっぱり全体の収納率は下がっていくわけですから、これをどうしていくかというのは大きい課題であって、税務課、一

課の問題ではないと私は思います。そういう意味では、やっぱりさっき言いましたように、未収金対策について昨年度具体的な指摘を受けているような、各課横断的な、やっぱり全庁的な取り組みが必要なんじゃないかということ痛切に私は感じているところがございます。

ある意味では収納業務というのは、役所の中のさまざまな業務の中で、一番大変な仕事じゃないのかなと思いますね。この仕事を好きで好きでしょうがないという人は多分いないと思うんですが、聞くところによりますと、宇津木福祉事務所長が収納係のころは、大変収納率が上がったと、向きんじゃないかと私、そんなことは余計なことなのかもしれませんが、国保の関係でも対前年比数値が向上して、ご褒美をもらったという、ご褒美というのはお金でもらうんでしょうけれども、福祉事務所がもらったんじゃないですよ。あとでわかえしみたいな形でもらったという話なんです、国保の数字もですね、この不納欠損の内容も、13年、14年、15年と見てまいりますと、かなり数字が14年、15年で上がっていますよね。13年が236万8,000、14年が846万8,000円、15年が923万3,000円と上がっています。未収額についても、14年、13年、13年が1億5,300万、14年が1億7,830万2,000円、15年が1億8,471万1,000円と、こういうふうになっていると。これも、例えば社会的な状況、例えば中高年のリストラによって国保に加入してという、さまざまな社会的な状況はあると思いますけれども、非常にこの深刻な問題が出ているんじゃないかというふうに思います。国保の仕組みもさることながら、市民課長からこのご褒美でいただけるというふうに聞いております内容について、若干簡単に説明してください。

小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをしたいと思います。

ご褒美ということでは、まだ決まったわけではないわけでありましたが、国保特別会計の財源には、国の補助金がおおむね50%が入っておるわけですが、このうちの各市町村間の財政力を調整するために、普通調整交付金をおおむね10%いただいているわけがございます。この調整交付金は、国保税の徴収に努力した市町村とそうでない市町村に対して同率で交付をするというのは公平を失するというふうな考えがございまして、長井市的な規模でございまして、国保税の収納割合が93%を下回ると、5%削減されるというふうな仕組みになっているわけがございます。平成14年度の一般被保険者現年分の国保税収納率が92.08%でございましたから、15年度の補助金が5%削減をされております。しかし、このほど出された国保情報によりますと、厚生労働省では、15年度に削減された保険者が15年度に収納率をアップさせた場合に交付される、いわゆる戻し特別調整交付金について、交付基準となる収納率のアップ幅を現行よりも10分の1大幅に緩和するというふうな方針を出しております。これによりますと長井市の場合、0.1%の収納率の向上で戻し特別調整交付金が受けられるというふうなことになります。15年度の収納率が92.40%でございまして、0.38%向上しています。こういったことでは、戻し特別調整交付金をいただけるというふうな、今状態になっているわけでございますが、しかし、これだけが条件ではなくて、もう3つぐらいのハードルがあるわけございまして、1つは16年度に資格証明書の交付をしていることが条件、2つ目には、16年度の過年度分収納率が15年度に比べて著しく低下しないこと、3番目には、ここが一番重要な部分であります、17年1月末日現在の現年度収納率が、16年1月末日現在の収納率を上回っ

+

ていること、これからの収納状況にもなるわけではありますが、そういったハードルがまだございます。そういったことで、1つの部分はクリアしているわけではありますが、今後収納率向上に努めてまいりたい、そういったことからご褒美というお話でございますが、戻し特別調整交付金が受けられることになるというふうなことになると思います。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 収納率向上に努めていきたいということですが、直接的には市民課ではその業務はしていないわけですね。税務課にお願いしているわけですが、しかし国保の中で、国が何かの事業でそういう徴収員を独自に配置するということが可能だというふうにならざるを得ないわけですが、簡単にそこら辺を説明していただけますか。うちではまだやっていないわけですが、やれとかやるなとかということじゃなくて、制度の中身をちょっと。

小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

国保事業の中に、収納率向上の特別対策事業というのがメニューの1つとしてございます。そういった中で、他市町村が行っている状況を見ますと、この辺ですと高島町、川西町がこういった事業を受けているわけではありますが、嘱託徴収員を採用して、個別の家庭訪問をしていただくとか、納付の特例をしていただくとか、管理職を含めた職員の戸別訪問をするとか、あるいは納税相談所の特設開設というか、そういったことになるわけではありますが、助役を本部長としたような形ですというものがこういった対策の1つかなというふうにも思っているわけでございます。そういったメニューがあるということでございます。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 最初に私はお聞きしておくべきだったんですが忘れてしまったので、水道事業所長に、この3ページ目に旧長井市病院の未収金の額なんですが、そのほかに水道事業所の分もあったんですね。それをお聞きするのを忘れちゃったので、ちょっと数字だけ言ってもらえますか。15年度末。

小関勝助委員長 青木修次水道事業所長。

青木修次水道事業所長 お答えいたします。

先ほどの概要説明の中でもご説明申し上げましたが、水道事業の場合は3月31日で締め切るわけですが、その時点では2,266万2,928円ということで、先ほどは2,266万3,000円という数字で申し上げたわけですが、そうした中で、未収金徴収員ということで、賃金の形で雇用いたしまして、8月31日現在では、1,184万4,307円ということで、46.9%のまだ回収しかできていないという状況でございます。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 46.9%回収されたということは、それはそれですばらしいということではないでしょうかけれども、なかなかいいんじゃないかと思えます。これは後でまたお聞きしてまいります。

税務課長にお伺いしますけれども、収納係では担当職員がどういう形で業務を遂行しているらっしゃるか、私は調査したわけじゃないからわかりませんが、日々訪問、徴収をしているんだと思います。滞納している方の生活実態、これが一番わかるのはそういう方じゃないのかなというふうに思うんですが、多分今回国保の改定があって、いや、国保は大変で困ったという話を随分私も聞きました。それでも納めなきゃならないからとして、食う物も多少詰めても収めようと努力している方もいらっしゃるんですが、一面でこういう方もいらっしゃるんじゃないかというふうに思うんですが、例えば3ナンバーの車に乗りかえる

であるとか、あるいはまたいい暮らし向きをしていて、滞納しなきゃならない状況、それは違和感が感じられるようなものであるとか、そういったことについて、税務課長としてはどういうふうにとらえられていらっしゃるんですか。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 担当職員の方からいろいろ訪問徴収の結果について聞いているわけでありまして、確かにいろいろな滞納者もいらして、3ナンバーに乗っていらっしゃる方もいると思いますし、あとプラズマテレビを購入したとか、そんな話もちょっと聞いたりはします。そのような方については、担当の方で、滞納者に数度訪問いたしまして、そこで納税相談をして、納税の誓約書を提出させて、そしてもし履行しないときは、滞納処分をするというような予定でそういうものは全部進めておりまして、そして、やはりまじめに納税している人が損をするような、そういうことのないように、負担は公平になるようにということを取り組みをやっていてというような状況でございます。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 言葉で説明を受けると大変きれいでいいんですけども、なかなかそうではないという事実も私はかなり耳にしております。ですので公平性という点で、やっぱりまじめにやっている人が損をする、ばかを見るといいことがないようにやっぱりしなきゃいけないと。これはもうそれ以上言わなくてもわかると思いますので、ぜひそういったことを取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、課長自身、税務課の収納係をご経験なされて、この収納率が年々落ち込んでいるという状況の中で、みずからの足で徴収というような、こういった直接的な業務、仕事はさ

れていらっしゃるんでしょうか。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

今の収納業務については、税務課の中で徴収を担当している職員ということで、男子職員、係の者が3名、それに補佐ということで、4名体制で各地区担当を持ちながら徴収、それから催告、調査、差し押さえ、それから滞納処分というようなことで、いろいろと今事務をやってきております。

ただ、やはりその中でも、私が行った方がいいなというようなものもございまして、担当職員が行くよりも私が行った方がいいということに判断をしたときは、私も徴収の方にも出向いております。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 収納業務に当たっている職員の皆さんは、大変な思いをしていらっしゃると思うんです。にもかかわらず、やっぱりこの監査から厳しい指摘を受けると「何だ一生懸命頑張っているのに何だべ」と、こういう気持ちはあると思うんですよ。ですので、収納のいわゆる実態について、監査の事務局長なりと担当課としてのキャッチボールというのはなされているんですか。やりとりですね。それはどうでしょうか、税務課長。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 今回の監査報告が出るに当たっては、特に聞き取りというのはちょっとありませんでしたけども、定例監査がございまして、定例監査のときに収納未済額、それから不納欠損額について話が及んだときは、そのときには口頭でいろいろと説明をさせていただいております。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 ぜひ、自課の努力してきた分というものは正しく評価されるように、やっぱり主張すべきは主張していかなくやい

けないというふうに思うんですよ。説明すべきはして、そして改めるべきは改めるというようになさなければいけないんじゃないかなというふうに私は思います。ぜひ、そういったことをやっていかないと、この収納率が落ちているのは、税務課がちゃんとやっていないからなんだという評価になったら困るじゃないですか。それはぜひお願いしたいと思います。

体制とか、今のやり方で何か不備な点、特に感じることはありますか。もっとこうあってほしいという点。そういうもの。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 最近の滞納者については、金があっても払わないという人は少なくなったというふうに思います。倒産、それから破産、リストラなどで担税力が低下した人、それから納税意識が低くて滞納常習者になった人、それから現在長期間分納などを計画的にされている人、そういう方がちょっと主だというようなことで、これからも訪問徴収などによって積極的に納税指導をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、担税力とか、それから当然財産があると、そうやって納税をしないという人については、調査を十分に行いながら、効果のある、そして換価価値のある財産の滞納処分を積極的に執行する必要があるというように思っております。

なお、未納対策としては、やはり訪問徴収の強化が一番効果があるというように私はちょっと考えておるところでございます。

あと、また先ほど委員も言われましたけども、やはり税外の未納金等もありますので、関係課との情報交換等については現在もしておりますけども、さらに横断的な取り組みも必要ではないかというふうには思っております。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 例えば児童センターの使用料もちょっとおくられていると。市民税もおくられていると。あるいは軽自動車税もおくられていると。何もかにもいれるとこのくらいになりますと。今これしかありませんと。例えば全部で30万滞納しているんだけど5万しかない。だから5万やりますからというふうに仮に受けとった場合、これは最初にどこに充当されるんですか。そういう基準というのはあるんですか。それはいかがでしょう。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 私どもの方で徴収したお金については、一応は基準というのはないんですが、本人が何々税に入れてくれと、もしくは私らの方で何々に入れていいですかというようなことを確認して、一応その税目に入れます。ただ、何々に入れていいですかという際には、本人に確認をするわけでございますけども、やはり国民健康保険、国民健康保険税については、やはり保険証の関係もございまして、そちらの方から優先的に入れているというのが実態であります。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 そうだと思っんですね。どうしても、ややもすると本税先に充当して、後回しになってしまうものが出るんじゃないかと私は思うんですけども、そういう基準をどうやってつくるのかわかりませんが、こういったことについても配慮をしていかなきゃいけないんじゃないかと。特に国保の関係は今課長からあったように大事な問題ですので、心してやっていただきたいなというふうに考えております。

福祉事務所長にお聞きしますが、14年、15年、2度にわたってこの児童福祉費の負担金及び児童センターの使用料未収金というふうに連続して指摘を受けていますから、何か言い分もあるんじゃないかと思いますがいかがです

か。

小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。
宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

14年、15年度にわたりまして、監査報告で指摘を受けたことについては、重く受けとめていただいております。14年に指摘がありましたので、私どもの方でも対策を練って対応したところです。税外収入ということで税務課の収納係の方から徴収していただいて、私どもの方は直接徴収はできないんですが、福祉事務所でするものはないかということで係の者といろいろ協議しながら、3点についてこれまで取り組んでまいりました。

まず、早目の対応ということで、たくさん未収金が積み重ならないというか、ぼっこにならないうちに、私どもとしては2、3カ月未納になった時点で早目に、小まめに催告をしていくという、督促状とは別に対応してきているということでございます。

2点目は、未納者について、全員について、年2回に、福祉事務所の方にも呼び出しをかけているところでございます。

それから、保育園や児童センターの施設長でございますが、こちらの方を通して未納を催告しまして、保護者と園長が納付相談するよというこの取り組みをしてまいりました。

このような以上の3つの点からであります。児童福祉使用料、児童センターの方でございますが、こちらの方の未納が減っております。監査委員の決算審査報告書の51ページの記載のとおりであります。平成13年度ピークでありましたが、105万、平成14年度は89万、平成15年が75万ということで、こちらの方の対応というのがきいてきたのかなというふうに思っていますが、しかしながら、保育園ですね、児童福祉費負担金の方でございますが、逆に未納額がふえている状況です。やはり13

市の福祉課長、福祉事務所長会議でも、他市での状況も同じような状況でふえているということでございますが、こちら13年度が100万だったのが、14年度が137万、226万、このうち特に市直営でないところの保育園の未納額が97万ほどになっていまして、この辺が特に対応策が必要かなというふうに思っております。

滞納者というのはごく少数でありまして、15年度の保育料に関しては15人の未納者ということで、15人で226万ということで、ごく少数であります。なかなかほかの借金もありまして、負債もありまして、なかなか大変なようだというふうに伺っているところでございます。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 ぜひこれからもそういう努力をし続けていただきまして、大変なことだと思っております。頑張ってもらいたいという以外、今のところないですけど、頑張ってください。

健康課長にお聞きしますけども、長井病院収入未済額、これが1,147万8,000円ということで、こんなにまであったのかというのが率直なところです。それで、私は資料をいただき、皆さんにも添付していますが、長井市、飯豊町、白鷹町、この近くはいいんですけど、遠いところは北海道、宮城、長野、その他、その他というのは何なのかわかんないですが、こういうふうな形になっておりまして、これは所在がつかめる方とつかめない方の割合はどうなっていますか、今。それで、今どのような対策を実施されておりますか。

小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

船山祐子健康課長 お答えいたします。

蒲生光男議員のおっしゃるとおりに、未収金の額はこのような額になっております。平成13年度、病院の清算係として健康課所管にな

+

りまして、徴収業務員1名を雇用して対応してまいりましたけれども、平成14年度以降につきましては、病院の清算係がなくなりまして、健康課の職員が直接訪問したりして、徴収業務を行っているところでございます。平成15年度については、99名分のうち、返済計画書によりまして、現在定期的に納入されている方は、少なくとも31名だけになっております。ほかの方につきましては、行方不明とか所在地不明とか、あとは何回も訪問に行くけれども収めていただけないというふうな方がおります。あと死亡も含めて。以上の結果になっております。

順調にいけますと、最終の徴収見込み額でございますが、465万619円になると考えております。

今後の対応でございますが、年々徴収業務も厳しくなってきました。個別訪問を行っても、お支払いいただけない場合がかなり多いです。生活困窮の度合いとかから判断いたしまして、効率的な徴収業務を行ってまいりたいと思っております。

なお、先ほど言いました住所不明とか死亡等の回収不能者につきましては、法令に基づき、適正な処理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 31名は定期的に納入していただいていると。額の大小は別としまして、それ以外わからないということなんですか、端的に言うと。そういうことなんですか。

全部で99名いらっしゃるんですが、31名しかわからないということなんですね。

小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

船山祐子健康課長 31名は、確実に定期的に収めていただきまして、行方不明者につきましては43名いらっしゃいます。それ以外の方に

つきましては、悪質と言ったらよろしいでしょうか、こちらで訪問しても、犬を飼っていたり動物を飼っていたりして、チャイムも押せない状況とか、車からおりますと、犬を放し飼いにしておどすとかそういうふうな方とか、いろいろおります。あと酒乱であったりとか、とにかく物を、お金が欲しければ物を買ってくれとかというふうな形で言う方がおりますので、その方は今後とも何回か訪問しますけれども、納入できないということで除かせていただいたところでした。

以上です。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 犬で威嚇するからもう問えないというのは、ちょっと違うんじゃないかと私は思うんですけど、そういうのはちょっとおかしいだろうと。ただ、時間が経過しますと、さっき言った99名のうち43名が行方不明で所在がつかめないんだということであれば、威嚇、妨害をして支払う意思がない人に対しては、それは別途犬にも負けないような強い人を出していくしかないですよ。福祉事務所長のような方を。それでなければ適正に、やっぱりおっしゃったように処理をしていきませんとだめなんじゃないかなというふうに私は思います。

建設課長、お聞きしますけれども、以前から市営住宅の使用料については、なかなか入らないというようなことを前から私も聞いておりましたし、事実今もそういったデータがあるわけですね。未納額で910万。この建設課の方の市営住宅の徴収に関してはいかがですか。特定の方が長年にわたって滞納し続けているというような、昔そういうデータも見せてもらったことがあるんですが、現在はどうか。

小関勝助委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。

滞納者に対する、現在どのようにしているかからまずご説明申し上げたいと思います。

毎月納付期限までに納めていない入居者に対しては、20日以内に督促状により期限を定めて納付するよう催告を行っております。

さらに指定した期限までに納付されない場合は、建設課に出頭していただいたり、直接訪問するなどしまして、滞納への理由などを調査するとともに納付するよう指導しております。

また、納付の指導に応じない滞納者に対しては、さらに催告書により請求を行うとともに、必要により連帯保証人に対して納付指導、もしくは請求を行っているところであります。

なお、長期滞納者が、滞納金の納入の意思が確認された場合などは滞納金の納入について誓約書を提出の上、納付するよう指導するようにしておりますが、それでもまた滞納をしている方がおられます。その最高額としましては、138万7,200円が最高額として滞納者がおるところであります。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 今建設課長がおっしゃったようなことで解決していればこんな数字は出てこないんだと思うんだけど。督促出して応じる、あるいは呼び出して来る、それだったら何も問題なんて、そんなにこんなに、焦げつきについて大きくならないと思うんですよ。そういうことをやったらちが明かないんじゃないですか、わかりやすく言うと。どうですか、それは。

小関勝助委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。

まじめに納付している方を考えれば、滞納者につきましては、非常に悔しい思いをしているところではありますが、特に悪質な滞納者につきましては、今後におきまして法的手段も

念頭に置きまして対応して、とにかく滞納額がふえないように、明け渡し請求などの対策を講じなければならないというふうに考えております。

以上です。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 わかりやすくなかなか説明しにくいんだと思いますから、私が言いますけれども、そういうことなんですよ。払う気があれば分納でも何でもすると思うんです。今これしかない。実際払っている人はそうやって払っているんですから。払う意思がない人というのは、多分行ったって玄関でドアはあかないでしょうし、電話をかけたって出ないでしょうし、そういうんじゃないですか。だから市営住宅に入りたくて待っている人はいっぱいいるんですよ。けれどもそういう方は入れないと。一方で滞納しながらずっといると、こういうのは非常にまずいと思うんです。なかなか訴えをしないと出ていっていただけないという事情もあると思うんですけども、これは本当に長井市だけじゃないんですよけれども、大きい行政の課題だというふうに思っています。ぜひ担当課も建設課ですから、建設課がやっぱりのろしを上げて、ほかの管理職の方を動かしても、やっぱり徴収に出向くと、そのぐらいの気持ちがないといけないんじゃないかなと思いますので、ぜひ考慮していただきたい。

財政課長にお聞きしますけれども、つまりこういった収入未済額、不納欠損額というものは、今まで新年度予算を編成するに当たって、どのように考えて処理してきたわけですか。間もなく17年度予算編成作業も始まりますから、私は9月の議会で聞かなきゃいけないなと思っているわけですが、今まではどうでしたか。

小関勝助委員長 松本 弘財政課長。

松本 弘財政課長 お答えいたします。

予算編成時の収入未済額なり不納欠損額をどのように分析するかというふうなお話でありますけれども、財政課といたしましては、直接的に収納業務を行う立場にありませんので、それぞれの担当課の方から次年度の調定見込み額をお聞きした上で、過去の実績等に基づいて次年度の予算に計上すべき金額を決定するというふうなことになるだろうと思っていますし、そのように行ってきました。

ただ、その際に、それぞれの担当課の方に、収納率の向上であるとか、あるいは未済金の解消などについて精いっぱいのお願いするわけでありまして、実際の計上に当たりますと、過大に見込んでしまうと歳入欠陥が出るというふうなこともなりかねませんので、実際の予算編成に当たっては、确实なところで計上せざるを得ないというふうな状況が実態でございます。

+ 小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 収支均衡につくらなければいけないもんですから、いわゆる収納率ですね。実態としては出たように92%ぐらいなんですけれども、これを94にしろとか、95にして収入が入るようにつくれとかいうのも過去にあったんじゃないですか。「こんなにいけないんだけどよ」と昔の渡部税務課長なんか言っていましたからね。財政当局では赤字予算組めないから、やっぱり何とかしようがなくてそういうふうにしてきたと思うんですよ。それはある意味ではしょうがない部分の中にはあるんですが、やっぱりこの不納欠損、いわゆる収入未済額の取り扱いというのは、予算編成時においては、本税以外のいわゆる使用料まで含めた、これを全部計算しますと5億2,000万近くになるんじゃないですか。この金額をどう扱っていくかということとは大きいテーマだと思うんですよ。ぜひこ

れはそのように検討していただきたいなというふうに思います。

税務課長にお聞きしますけれども、いわゆる太田市では、悪質な税の滞納者に対する行政サービスの制限というのをやっているわけです。これを調べてくださるようになっていまして、その内容はどうか。

小関勝助委員長 梅津敏昭税務課長。

梅津敏昭税務課長 お答えいたします。

群馬県の太田市の方に、一応電話で照会という形をとらせていただいて、ファクスでも資料をいただいたところでございますが、太田市では、納税意識の高揚を図るためということで、納税者に、義務である納税と権利である行政サービスを理解してもらうためというふうなことで、平成9年度から、行政サービスの制限ということを実施しているということでございます。今年度は35項目、去年は36項目あったそうなんですけど、35項目の行政サービスに制限を加えて、そして納税相談の機会をふやしているというふうなことでございました。

メニューでございますが、商業観光課、それから総合政策課、環境政策課、衛生事業課、こども課、公営住宅課、下水道推進課、花と緑の推進課、保険年金課、土地開発公社、建築指導課、交通政策課、工業政策課ということで、いろいろな課にもまたがるというふうな状況の中で、そこでそれぞれ融資とか、それから補助金、それから助成金、こういうものを、そういうもののサービスを受けるということで、サービスを受けたい方が来庁されたときには、申請書の方に、一応納税がなっているかという欄ですね、納税確認欄という欄を設けて、そして申請書を書いていただく。そしてその確認については、申請者本人もしくはそれぞれの担当課の職員が申請者本人から同意を得て納税課の方に確認に来ると

というようなことで、とにかく納税相談の機会をふやしているというようなことでございました。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 太田市の組織を見てみると、税務担当のほかに税滞納整理担当という役職があるんですよ。何か随分といっぱいそこにいるらしいんですが、それでその結果、14年、15年のデータがありましたのでちょっと拾ってきたんですけども、14年度は対前年比143.35%の実績だったと。15年度は121.05%の実績であったと。つまり、訪問徴収というふうにさっきから出ていますが、どうやら一番と基本的なそういう徴収方法が一番実効が上がっているようなんです。果たして税滞納整理担当なんていうのは長井市にあるかどうかわかりません。わかりませんが、いずれにしても税の公平性という点から言っても、やっぱりまじめにやっている人がばかを見るというようなことが行政としてはないようにしていかなきゃいけないというふうに思うんです。そういう意味で市長にお伺いしますけれども、この行政サービスの制限というような1つの取り組み事例、これをぜひ庁内でも検討してみたらどうかと。それから14年度の監査の指摘にもありましたように、この未収金対策について具体的な提言がありますので、これを全庁的な組織対応の1つの手法として、助役をトップにして、やっぱり立ち上げてみるか、立ち上げるかどうかも含めて検討したらどうかと思いますがいかがでしょうか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 おっしゃるとおりでありまして、各課それぞれ頑張ってはいると思いますが、しかし、やっぱり横断的に、全庁的に組みまなきゃいけない課題になりつつあると思います。5億を超えるということですから。こ

れはやっぱり検討する方向で、ご提案の助役を本部長にするかどうかをまず検討しながら、やっぱり横断的な組織を立ち上げたいというふうに思います。

それから、やっぱりこの監査委員からも指摘があり、太田市なんかでやっているような債権台帳の整備をしなきゃいけないと思います。税だけじゃないわけですよ。これはいろいろなところで、国保もあれば何もあれば、子供のあれもあればとか、いろいろあると思います。案外重なっている場合もあるわけですから、やはりそれは、各課がばらばらに行って、昼行ったりってなかなか会えないとかいうようなところがあるとすれば、やっぱり一回ちゃんとGメンみたいなあれですか、直属の太田にあるような、やっぱりそういうところをお願いをするとか、やっぱりそういう班も検討してみるとかいうようなことを考えていかないと、これはだめなんだろうと。

それからやっぱり行政サービスについても、それはやっぱり義務を果たした人が権利を受け取る、主張できるわけですから、義務を果たしていないで権利と言われてもそうですし、やっぱりある程度の収めなきゃ、制限されるということもひとつやっぱりしっかりと認識してもらわなきゃいけない。それはやっぱりそういった意味でも検討する余地が大いにあるというふうに思います。

なかなか国税のようなGメンみたいなというふうに行くかどうかは別にして、やっぱりこれは全庁的に検討してみなきゃいけない問題だと、監査の方から指摘されておって、各課だけではなかなか大変になってきたなというふうに思います。ぜひやってみたいというふうに思います。

小関勝助委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 そろそろ時間ですのでこれで終わりますが、冒頭言いましたように、

まず問題の共有化がなされていないやいけな
いんですよ。収納は税務課だろうなんて、財
政は財政で構わず、予算組めばいいだろうな
なんて、そういう話にはならないと思いますの
で、ぜひそういったことは、庁内のこの様々
な課題について、特にこの税の関係について
は問題の共有化と、それから債権台帳という
話もあったんですが、やっぱり情報の共有化
ですよね。それがなされないと、やっぱりな
かなかどのように進めていったらいいのか、
どのように今進んでいるのか、こういったこ
とがつかめていかないということを思います
ので、ぜひそのことについては心して、検討
していただくということですから、前、検討
すると言ったことについては、いつまでどう
いうふうに検討したかと回答を示すことにな
っていたんですね。これは後で聞きますけど
も、用意してください、総務課長。多分全然、
今最近ないですよ。このことについては、特
に大事な問題ですので、具体的な検討をして
いただきたいというふうに思います。そのこ
とだけ申し上げて終わりたいと思います。あ
りがとうございました。

小関勝助委員長 次に、順位2番、議席番号11
番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 質問に入る前に、発言
通告をしておりますが、ちょっと間違えがあ
りましたので、おわびをして訂正をさせてい
ただきたいと思います。

除雪体制の(4)側働体制とありますが、即
応体制ということですので、訂正をお願いし
ておきたいと思います。

私は、長井市が安心して暮らすことができる
まちとなるように祈りながら、総括質疑を行
います。2点につきまして順次質問申し上げ
ますので、明確な答弁をいただきますように
お願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、本年度の除雪体制についてお

伺いします。

あと2カ月もしますと、長井も雪に覆われる
季節となります。また除雪に追われる日々か
という、そういう何とも言えない気持ちにな
る市民は少なくないし、できればことは雪
が少ない年であってほしいと思っている市民
も多いと感じます。この思いは、行政も多分
同じだろうと感じているところです。ここに
住んでいる限り避けて通ることができない雪
との闘い、これについては、毎年少しずつで
も改善をされ、克服されていると実感でき
ることが私は大切なことだと考えています。そ
の観点に立って、以下お伺いをいたします。

平成15年度決算によりますと、除・排雪事業
で市が執行した金額は2億189万円、除雪延長
は318.1キロメートルとなっております。これ
は、市として支出した金額ですが、これに市
民個々が除・排雪に要した経費、例えば除・
排雪のための各種用具の更新、あるいは除雪
機械の購入、さらには、屋根の雪おろしで支
払った代金、排雪のために借り上げた車両の
料金、そして自前の消雪設備への電気料金、
あるいは水道料金などを加えると、相当大き
な金額になるのではないかと私は感じていま
す。想像もつきません。このことから、市
民が除・排雪のために負担をしている金額も、
そして労力も大きなものがあると感じていま
す。

そこで、建設課長にお伺いをいたしますが、
例年除雪計画、これは平成15年度のもので
すが、こういったものを策定をしながら、特に
道路などの除雪については、各業者の皆さん
に協力をいただいて取り組みを進めているわ
けですが、16年度の除雪計画を策定するに当
たって、現在こういった事前の取り組みをさ
れているのか、お聞かせをいただきたいと思
いますし、同時に計画策定に当たって、住民
の皆さんの要望、あるいは声はどのように把